

郷土資料館秋季企画展 「国重要無形民俗 文化財指定記念 箱根の湯立獅子舞」

郷土資料館では、宮城野と仙石原両地域に江戸時代から伝わる民俗芸能の「箱根の湯立獅子舞」が、3月に国の重要無形民俗文化財に指定されたことを記念して、秋季企画展「国重要無形民俗文化財指定記念 箱根の湯立獅子舞」を開催します。

期間 10月1日(土)～11月27日(日)
時間 9時～16時30分(最終入館は16時まで)
休館日 毎週水曜日(11月23日(水・祝)は開館)、毎月最終月曜日
入館料 大人(高校生以上)300円 小中学生150円
※期間中、町内在住の小中学生は無料



宮城野湯立獅子舞



仙石原湯立獅子舞

企画展関連イベント

●シンポジウム

有識者による講演、パネルディスカッション、保存会による湯立獅子舞の披露を行います。

日時 11月6日(日) 13時～16時(12時30分開場)

場所 仙石原文化センター

- 内容** ・基調講演①「湯立獅子舞のカタチとココロ」
久保田裕道(東京文化財研究所)
- ・基調講演②「湯立獅子舞の伝統をつなぐ若者たち」
松田香代子(愛知大学非常勤講師)
- ・パネルディスカッション「獅子舞を受け継ぎ、伝えること」
- ・宮城野獅子舞保存会・仙石原神楽保存会による、湯立獅子舞の披露

定員 100名(事前申込は不要)

●ミュージアム・リレー 第314走

主催 神奈川県西部地域ミュージアムズ連絡会

日時 11月18日(金) 10時～11時30分

場所 郷土資料館

内容 企画展の解説

定員 10名(先着順、前日までに電話申込み)

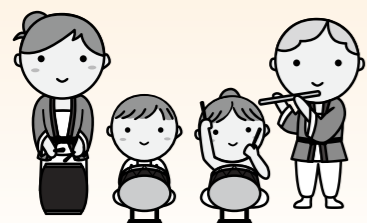
照会先 教育委員会生涯学習課(郷土資料館) ☎85-7601

芸能発表会

日時 10月16日(日) 13時～

場所 仙石原文化センター

内容 箱根町民俗芸能団体連絡協議会が日頃の成果を発表するために、芸能発表会を開催します。箱根に伝わる子どもばやし、獅子舞、ソーラン座の踊りなどの発表や豪華抽選会を開催します。入場料は無料なので、直接会場まで来場してください。



照会先 教育委員会生涯学習課 ☎85-7601

箱根町民文化祭

日時 11月11日(金)～13日(日) 9時～17時

(最終日は16時まで)

場所 社会教育センター

内容

- ①作品展示(絵画、書、篆刻、いけばな、手工芸、町内児童・生徒の作品、ファミリー写真など)
- ②募集した短歌、俳句、エッセイ等を掲載した文芸誌「箱根文芸第58号」の配布(数に限りがあります)
- ③茶席(12日(土)・13日(日)の11時～15時)
- ④音楽のつどい(コーラス、フルート演奏/12日(土))
- ⑤ステージコーナー(フラダンス/13日(日))
- ⑥子どもの体験コーナー(アイロンビーズ/12日(土))

その他 感染症対策への協力をお願いします。マスクを着用し、3密を避け、手指消毒を行ってください。また、体調のすぐれない方は来場を控えてください。

照会先 社会教育センター ☎82-2694

10月は食品ロス削減推進月間です

「食品ロス」とは、本来まだ食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のこと。言い、全国で年間約522万トンも発生しています。ご家庭での買い物や調理、外食時の工夫等を通じて私たちにできることに取り組みみましょう。

買い物のときの取組

買い物の前に冷蔵庫の中の在庫を確認したり、食べきれないほどの食材を買いすぎないようにしましょう。すぐ食べる商品は、賞味期限や消費期限の長い商品を選択するのではなく、陳列順に購入しましょう。

調理のときの取組

調理のときは、食べられる分だけ作るようにしましょう。また、食材が余った時には使い切りレシピを検索してみましょう。

保存するときの取組

食べきれなかった食品は、冷凍などの傷みにくい保存方法を検討しましょう。また、

保存していた食べ残しを忘れてしまわないように、冷蔵庫の中の配置方法を工夫しましょう。

外食するときの取組

自身や家族で食べきれれると思う量を注文し、どうしても食べきれない場合は、お店の方に注意事項をしっかりと確認したうえで持ち帰りましょう。

照会先 環境課

☎8519565

10月1日は「浄化槽の日」

浄化槽に関する諸制度を整備した「浄化槽法」が昭和60年10月1日に施行されたのを記念して設けられました。

浄化槽は、し尿や生活雑排水を処理するための施設として、下水道とともに普及しています。

設置者(管理者)には、清掃・保守点検・法定検査を実施することが浄化槽法によって、義務付けられています。

○適正な維持管理のお願い
適正な維持管理を行わないと川や湖の水質が悪化する原因となり、生き物に影響を与

えるかもしれません。
・清掃は、浄化槽の種類により、回数が決められています。年1～2回、清掃を行います。

・保守点検は、浄化槽の種類により、回数が決められています。年3～4回、保守点検を受けましょう。

・法定検査は、浄化槽使用開始後3か月、8か月以内に設置後等の水質検査(第7条検査)、毎年1回の定期検査(第11条検査)が義務付けられています。

照会先 環境課

☎8519565

下水道接続PRのお知らせ

10月下旬～11月中旬にかけて、下水道接続PRを行います。

PR期間中、下水道担当職員が下水道に未接続の住宅を訪問し、アンケートや無断接続のチェックを実施させていただきます。ご協力をお願いします。

照会先

上下水道温泉課
☎8519567

ペットボトル水平リサイクルの取り組みについて

7月25日にサントリーグループ(国立公園オフィシャルパートナー)と「ペットボトル水平リサイクルの実施に関する協定」を締結しました。使用済みペットボトルを新たなペットボトルに再生することで、何度でも循環できる持続性のある資源化、適正処理を推進し、製造時の二酸化炭素排出量の削減を図ることを目指します(国内の現状: ボトルからボトルに再生される割合は15.7%)。まずは事業所から排出されるペットボトルの水平リサイクルに着手し、令和5年度からは家庭からの排出分も含めて取り組んでいきます。町民の皆様も分別排出の徹底に協力をお願いします。

関連する取り組みとして、ペットボトルの分別排出を促進するため、町内の民間事業者への透明リサイクルボックスの設置を通じて水平リサイク

ルの啓発を図ります。環境省関東地方環境事務所富士箱根伊豆国立公園管理事務所、箱根DMO(一般財団法人箱根町観光協会)の協力のもと本取り組みに賛同いただける皆様と協働して、まわり続けるリサイクルの実現に向け取り組んでいきます。



照会先 環境課 ☎85-9565

